

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の組織・業務全般の見直し案の概要

第1 事務及び事業の見直し

- ① 施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化して行うと共に、発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目ない支援など、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組む。

また、平成25年4月から施行される障害者総合支援法に基づき、重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していく。

- ② 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化する。

また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進する。

第2 内部組織の見直し

地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減する。

第3 業務全般に関する見直し

第1、第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

- 1 内部統制の更なる充実・強化
- 2 運営費交付金額の厳格な算定
- 3 平成23年度決算検査報告の指摘も踏まえた見直し
- 4 上記1～3までのほか、既往の政府方針に基づく取組の着実な推進